

新潟市立東青山小学校 いじめ防止基本方針

平成 31 年 4 月策定
令和 7 年 4 月改訂

1 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

(1) いじめとは 【H29 新潟市「いじめ防止等のための基本的な方針」より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より事案が次の 4 つの要件に全て当てはまる場合にその事案をいじめと判断する。

- 1 加害者・被害者とも児童生徒である。
- 2 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- 3 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- 4 被害者が心身の苦痛を感じている。

（注 1）「一定の人的関係」とは、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やクラブ等に通っている等学校外において何らかの関係がある場合を指す。

（注 2）「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等があてはまる。

（注 3）「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。

（注 4）けんか等を除く。ただしいじめの可能性に注意する必要がある。

(2) 本校におけるいじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ④ いじめは、観ようとしなければ観えないものである。

(3) 本校におけるいじめ対応の基本方針

- ① いじめは「どの児童にも、どの学級にも起こり得るもの」であることを認識し、早期発見と迅速な対応に努める。
- ② いじめは人権侵害であるという強い認識に立ち、指導する。
- ③ 教職員が児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように留意し、いじめられている児童の立場に立って援助を行う。
- ④ 「校内いじめ対応ミーティング」を日常的に開き、正確な事実把握に努め、指導方針、指導内容及び役割分担を明確にし、組織的に対応する。
- ⑤ 重大事態に発展する可能性のあるいじめが生じた場合には、「いじめ防止対策委員会」を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

※必要に応じて「いじめ防止対策委員会」の内容を「学校運営協議会」の協議題にする。
その際、「学校運営協議会」に必要なメンバーが加わる。（生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任等）

2 「いじめ見逃しゼロ」を可能にする取組

(1) いじめが起こらない学級・学校づくり

① いじめを許さない学級

- 児童一人一人の個性が認められ、活躍の場がある「心の居場所がある学級」づくりに努める。
- 教師や児童の何気ない言動が大きな影響をもつことを十分に理解し、言語環境を整備する。
- 話し合い活動の充実を図り、進んで問題解決しようとする意欲と姿勢をもたせる。
- 学級におけるグループ内での人間関係の把握に努め、グループ別指導などについて不断の見直しや工夫改善を行う。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめを囃し立てたり、傍観したりする行為もいじめ同様絶対に許されない」という認識を日頃の教育活動全般を通じてもたせる。

② いじめを見逃さない学校

- 全教職員が全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童が悩みや不安を打ち明けやすい「心のチャンネル」づくりに努める。
- 年2回の「ひまわりタイム（教育相談）」、年3回の「いじめアンケート」を実施し、児童の心情や生活実態のきめ細かい把握に努める。
- 小学校においては、いじめの発見が学級担任によるもの、保護者からの訴えで発見することが多いという認識に立ちつつ、日頃から教職員間あるいは担任と保護者間で情報を共有できる関係づくりに努める。

☆いじめの態様

- ① 冷やかす・からかい・悪口・脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 金品をたかられる
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして蹴られたり叩かれたりする
- ⑤ ひどく叩かれたり、蹴られたりする
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てさせられたりする
- ⑦ パソコンや携帯電話で誹謗中傷される
- ⑧ スポンおろし等いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

① 自律性と社会性を高める

- 学級の友達との「横のつながり」、異学年の友達との「縦のつながり」を意識した人間関係を築く力を高める。
- あいさつの取組を通して、教職員や友達、地域の人々と幅広くかかわる力を育てる。
- 社会性や豊かな情操を培う幅広い体験活動を取り入れる。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

- 全教育活動において、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- 子どもの自己理解、他者理解を進め、コミュニケーションや対応の仕方を知る授業等を行う。

② 道徳教育の充実

- 「いじめ問題」は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するという認識をもち、児童の実態に合わせて、題材や資料等を十分に検討した道徳授業を行う。
- マナーやルールの意味や意義を実感的に理解させ、規範意識を高める道徳授業を行う。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

① 授業参観等

- 全学級が年1回道徳の授業を保護者に公開するよう努める。

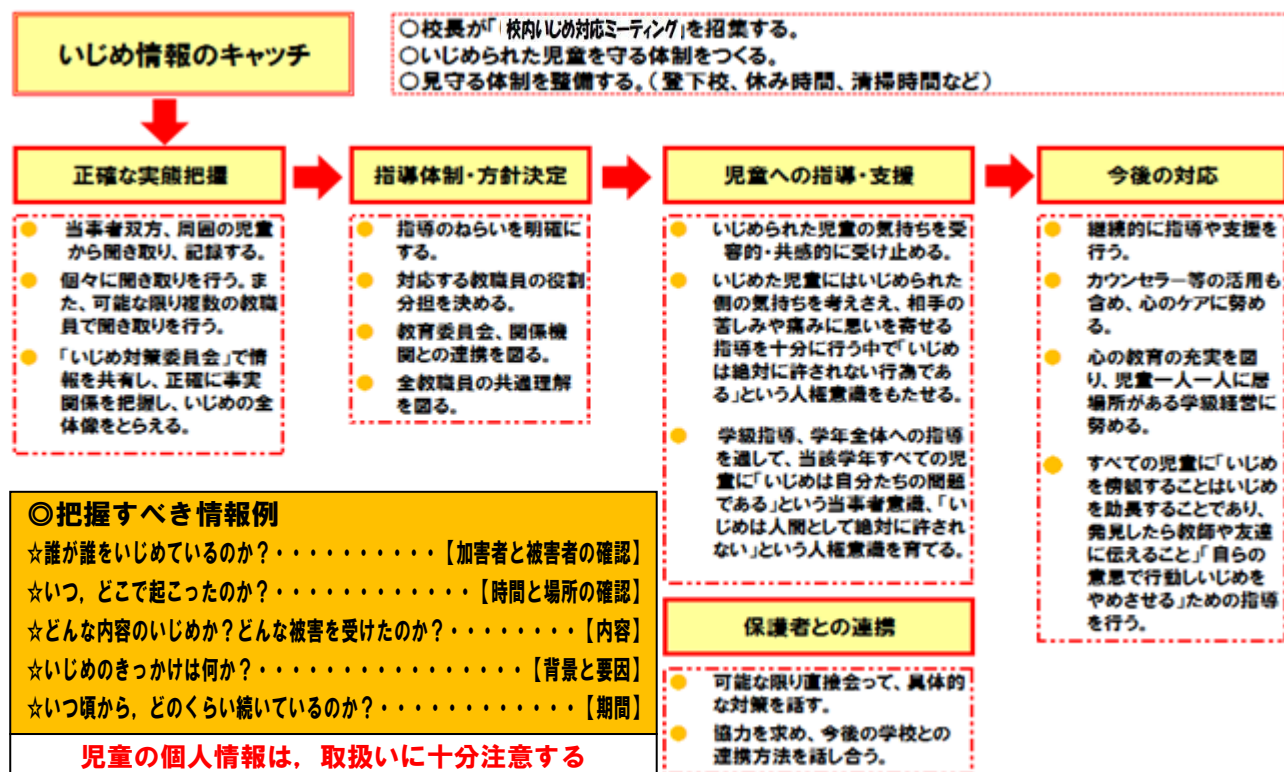
② 学級通信・学年通信の活用

- いじめへの取組や道徳及び学級活動の取組を保護者に積極的に伝える。

3 早期対応

(1) いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守る



- 当該児童から話を聞くときは、他の児童の目にふれないように時間や場所に慎重な配慮を行う。
- 事実確認は「いじめた児童」「いじめられた児童」「周りの児童」それぞれ別の場所で（可能な限り）同時に行う。

② 事実確認と情報の共有

- いじめ行為を行うに至った経緯や心情などをいじている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。

(2) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童に対して

- 事実確認とともに、まずつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで味方であること」「秘密を守ること」「必ず解決すること」を伝え、希望をもたせるとともに、自尊感情を高めるよう配慮する。

② いじめられた児童の保護者に対して

- 発見当日のうち、保護者に面談し、事実関係、学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- 保護者にも共感的に寄り添い、継続して家庭と連携をとりながら解決に向かって取り組むことを伝える。家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

③ いじめた児童に対して

- いじめた気持ちや状況などを十分に聞き、行動の背景にも目を向けて指導する。
- 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめは許されないこと」であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

④ いじめた児童の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、「いじめ」事案の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

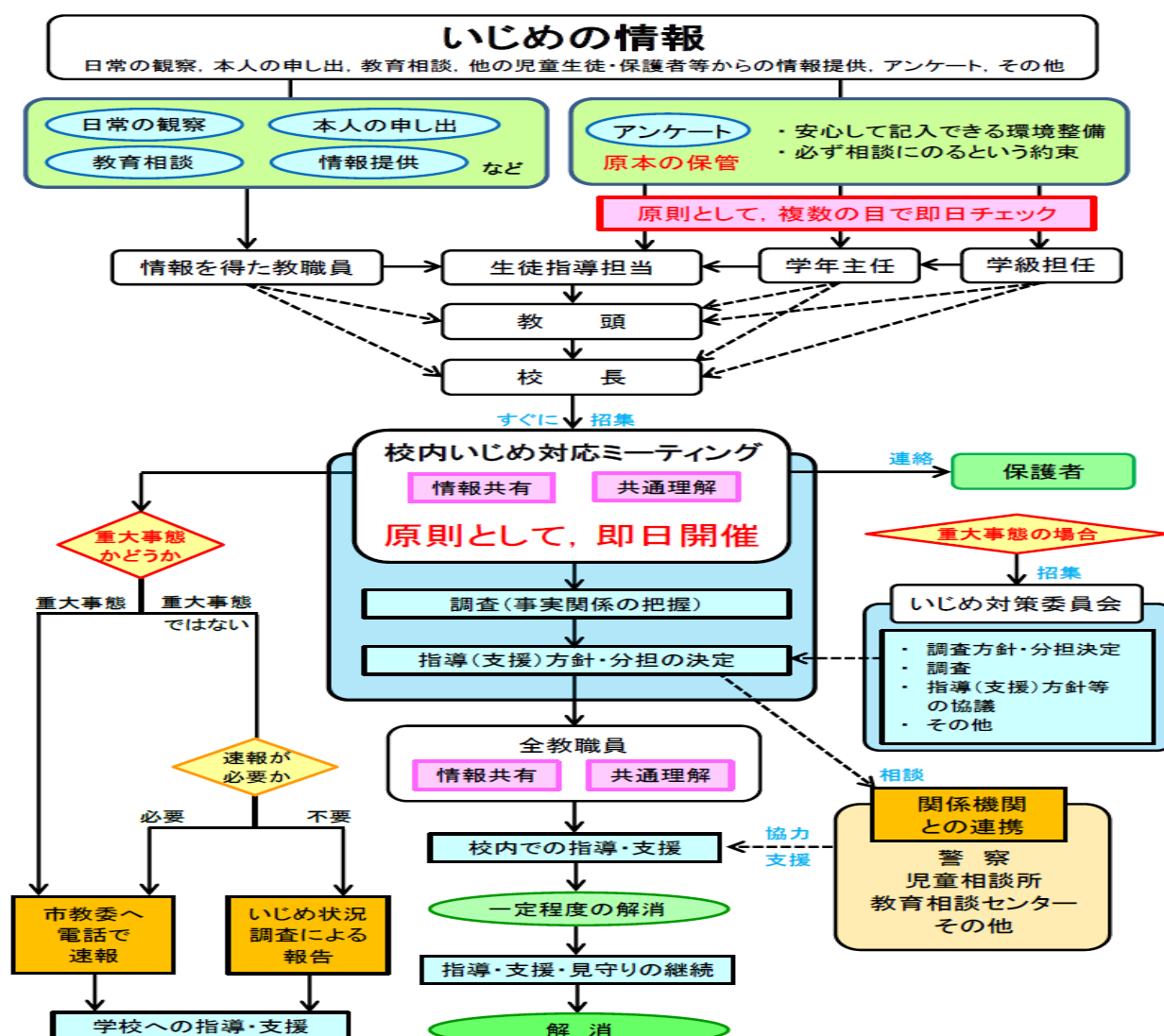
4 組織対応マニュアル

☆キーワードは「つながり」

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。また、事案によっては、管理職の指導・指示のもと、監督官庁や警察、スクールカウンセラーなど関係諸機関との連携を積極的に図る。

教職員同士が、あるいは学校が地域や関係機関と「つながり」ながら対応に当たることが大切である。

いじめの情報についての報告・対応の流れ



※ 上の図を基本とし、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめ解消に当たっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめ情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

※ ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に協議し慎重に対応することが必要である。

※ いじめ対応に当たっては、児童から聞き取った内容や指導経過、対応について教頭が記録し、保存する。また、その取り扱いには重大な個人情報であることを意識し、留意する。